

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、以下のとおり事業所の情報を提供します。

対象期間：令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

事業所の名称	株式会社 TOA 和歌山事業所
事業所の所在地	〒649-0306 和歌山県有田市初島町浜 1000

① 派遣労働者の数	43 名
② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	2 社
③ 労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間あたりの額）	27,092 円
④ 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	18,484 円
⑤ マージン率 （派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た割合）	31.8%
⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 ・ キャリアコンサルティング ・ 教育訓練（賃金支給あり、派遣労働者負担なし）	・ 事務部に相談窓口設置 ・ 教育プログラムに沿って実施
⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	・ 特別休暇（慶弔休暇等） ・ 補助金制度（健康推進費等） ・ 報奨金制度（資格取得等）

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・ 労使協定を締結しているか否か ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ・ 労使協定の有効期間の終期	締結済み すべての派遣労働者 令和9年3月31日
--	--------------------------------